

## 開成町議会災害対策規程

(趣旨)

第1条 この規程は、開成町議会（以下「議会」という。）及び議員の災害対策について必要な事項を定めるものとする。

(対応等)

第2条 議会は、災害が発生し、開成町災害対策本部（以下「本部」という。）が設置された場合は、直ちに必要な支援体制をとるとともに、議長は、開成町議会災害対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 議員は、居所、連絡場所及び自己の被害状況を議長に連絡する。

3 議員は、最寄りの避難所等において自治会長、自主防災組織の長等（以下「自治会長等」という。）への支援及び協力を行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、議長及び副議長は、議会に参集する。

(所掌事項)

第3条 議員の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 避難所等において、自治会長等への支援及び協力に関すること。

(2) 被災者からの相談及び被災者への助言に関すること。

(3) その他議長が必要と認める事項

2 議長及び副議長の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 本部からの情報の収集に関すること。

(2) 議員からの要請の受入れに関すること。

(3) 本部への情報提供に関すること。

(4) その他議長が必要と認める事項

(要請)

第4条 町の災害対策に対する要請は、委員会で決定した事項について議長が本部へ行うものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、議会及び議員の災害対策について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この訓令は、平成8年8月20日から施行する。